

申請の流れ

7月18日 応募受付開始

応募準備

- 応募用紙の入手、作成
- 必要書類(事業計画書、収支予算書、事業実施予定地を管轄する市町村長の意見書、現地の写真等)の準備

応募

8月17日 締切

- 提出書類、事業内容等確認

9月中旬～下旬 評価委員会

9月中旬～下旬 内定通知

9月下旬～10月 補助金交付申請書提出

10月 補助金交付決定

通知受領後

- 工事着工→完了
- 実績報告書提出
- 補助額確定通知受領
- 補助金交付請求
- 補助金受領

H29
年度

応募方法

所定の応募用紙(以下の設置場所のほか、県ホームページよりダウンロードできます。)に必要書類を添えて、県庁県民生活課に御提出ください。

【設置場所】

県民生活課(県庁本館2階)
各振興局総務県民課 等

詳しくは

和歌山県 花いっぱい

検索

募集期間

平成29年7月18日(火)から
8月17日(木)まで(必着)

お問い合わせは

和歌山県環境生活部県民局
県民生活課県民運動班

TEL 073-441-2598

FAX 073-433-1771

E-mail e0313001@pref.wakayama.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/kennminnundo.html>

平成29年度

和歌山県 花いっぱい運動推進事業補助金 事業募集の御案内



和歌山県では、花壇や、花や緑のある広場等を整備する事業を支援します。

地域の皆さんによる花と緑あふれるまちづくり、花を育てる活動を通じた交流の広がりや花いっぱい運動の発展を目指す、花壇・広場等の整備を対象とします。

県民の皆さんの、様々な視点を活かした事業提案をお待ちしております。

◆ 補助対象となる事業について(概要)

①花と緑の拠点づくり事業

花や緑を通じた地域交流の拠点をつくるために行う事業です。

ア 地域コミュニティ拠点花壇等整備事業

不特定多数の人に対して開放され、交流することができる場所に花壇等の花や緑を育てる基盤を整備する事業をいいます。

イ 地域コミュニティ拠点設備整備事業

あずまや

花や緑のある公園、広場等不特定多数の人が利用する場所に、四阿、パーゴラ(日陰棚)、固定式ベンチ、給水施設等の花や緑を通じた交流に資する設備を整備する事業をいいます。

【対象経費の例】

花壇等造成、固定式プランターの設置、これらに付随する水道設備、自動灌水装置、四阿、パーゴラ、固定式ベンチ、給水施設等の設置工事に要する費用(調査費等は含みません。)

②花壇等整備事業

不特定多数の人が見ることができる場所(個人が所有する建物の庭を除きます。)に花壇等の花や緑を育てる基盤を整備する事業をいいます。

【対象経費の例】

花壇等造成、固定式プランターの設置、これらに付随する水道設備、自動灌水装置等の設置工事に要する費用(調査費等は含みません。)

【補助上限額】

①花と緑の拠点づくり事業: 200万円

②花壇等整備事業: 100万円

【補助率】

補助対象経費の3分の2以内

【補助対象者の要件】

県内のボランティア団体、自治会その他の団体又は県内に事業所を有する法人であって、次の要件を全て満たしている団体。

- (1) 運営が適正に行われていること。
- (2) 構成員が5人以上であること。

【選定】

御応募いただいた事業について、「花いっぱい運動推進事業評価委員会」の場で、プレゼンテーションを行っていただき、委員会による評価の結果を踏まえて、県が補助対象を決定します。

評価のポイントは、補助事業実施以降も、地域の皆さんの協働による花いっぱい運動が継続的に行われ、さらに発展していくようなもの、花いっぱいのまちづくりがどんどん広がるような効果が期待できること、などです。

【留意事項等】

事業実施場所は、県内に限ります。

花苗、種子や資材の購入費のみの内容のものは補助対象となりません。

また、営利目的のものや、政治・宗教等の宣伝となるものも対象外です。

応募時点で着工済みのものや、選定前に着工予定の事業、平成29年度中に完了しないことが見込まれる事業には補助できません。

応募を御検討いただく場合は、「和歌山県補助金等交付規則」「和歌山県花いっぱい運動推進事業補助金交付要綱」「同交付要綱取扱要領」「同平成29年度公募要項」等を御確認ください。